

令和7年11月21日
監査委員決定

令和8年工事監査実施計画

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）並びに令和8年監査基本計画に基づき、令和8年工事監査を以下のとおり実施する。

1 監査の対象

令和7年度において都が実施している工事等を対象とする。ただし、実施に当たっては、100万円以上の工事等を中心に行うとともに、必要に応じて過年度の工事等も対象とする。

また、長期間にわたる大規模工事等については、計画決定を踏まえて、事業の要件や期間などが計画どおりに適正に行われているかを確認する。特に高度かつ専門的工事について、設計、施工等が適切に行われているか、監査専門委員の助言により実施する。

2 重点監査事項

「既存施設の機能確保」を重点監査事項に設定し、調査・点検や補修・更新工事の各段階について、以下の着眼点に基づき、各局を統一的及び横断的に監査する。

（着眼点）

- （1）施設の調査や点検を定期的に行い、その結果を適切に緊急度に応じた補修の実施や更新計画の策定に繋げているか
- （2）施設の機能確保に必要となる工法・材料等の設計条件や土質等の施工条件等を設計図書に明示しているか
- （3）設計施工条件等を反映した施工計画の立案や適切な品質管理等により、施工が確実に実施されているか

3 監査期間

令和8年1月8日（木）から令和9年1月14日（木）まで

4 実施対象及び実査期間

監査を実施する局及び実査期間は以下のとおり。

- （1）前期局（1月から2月まで）

産業労働局、中央卸売市場、港湾局、東京消防庁、交通局、教育庁

(2) 中期局（4月から6月まで）

財務局、都市整備局、住宅政策本部、環境局、水道局、下水道局

(3) 島しょ（6月）

三宅支庁、小笠原支庁

(4) 後期局（8月から10月まで）

デジタルサービス局、生活文化局、スポーツ推進本部、福祉局、保健医療局、建設局、警視庁

5 計画の変更等

監査の実施過程において、環境等の変化又は本実施計画に影響を与えるような事象があった場合、必要に応じて、監査対象等の追加、変更等を行う。

6 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、令和9年2月に行う。